

第二十六回国会  
衆議院

文教委員會議錄 第十号

昭和三十三年三月十四日(木曜日)  
午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 長谷川 保君

理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君

理事 竹尾 式君 理事 米田 吉盛君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

欠として山崎始男君が議長の指名で  
委員に選任された。

同日

赤城宗徳君が理事に補欠当選した。

三月十三日

大学における単一学部制度実施に關  
する請願(受田新吉君紹介)(第二〇  
七三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

就學困難な兒童のための教科用圖書  
の給付に對する國の補助に關する法  
律の一部を改正する法律案(内閣提  
出第九号)

學校給食法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第二三三三号)

視聽覺教育、教育人事権及び學術に  
關する件

○長谷川委員長 これより會議を開き  
ます。

まず就學困難な兒童のための教科用  
圖書の給付に對する國の補助に關する  
法律の一部を改正する法律案及び學校  
給食法の一部を改正する法律案を一括  
議題とし、審査を進めます。

質疑の通告があります。これを許し  
ます。高村坂彦君。

○高村委員 學校給食法の一部を改正  
する法律案につきまして若干の尋ね  
をいたしたいと存じます。

過ぐる第二十四國會におきまして、  
學校給食法の一部を改正する法律によ  
りまして、市町村がこれらの兒童の給

食費の二分の一以上を援助した場合に  
は、國が予算の範圍内でその所要經費の  
二分の一を補助する制度が設けられた  
のでありますが、今回またこの改正に  
よりまして、その範圍を義務教育であ  
る中学校にも及ぼそうというわけで、  
この点はわれわれ賛成でございますが、  
が、一体必要保護兒童といふものは、  
今日全体の兒童あるいは生徒の中でど  
のくらいになっておりますか、この点  
をまずお聞きしたいと思います。

○小林(行)政府委員 一昨年度學校給食  
の実施状況につきまして、全国的な調  
査を指定當局として実施したのでござ  
います。その当時の状況で大体全學  
校給食の對象兒童の四〇程度の者が準  
要保護兒童に該当するといふふうに考  
えられたのでございます。数字で申し  
ますと、大体二二、三万程度の者が  
準要保護兒童に該当するといふふうに  
考えられたのであります。

○高村委員 大体四〇が準要保護兒童  
に該当するといふお話でございましたが、  
先般の法律改正によりまして、小  
學校の方は一体どのくらいその中で予  
算措置がされて、法律に基いて學校給  
食によつてそつと兒童が救済を受  
けたか、その数字がおわかりでござい  
ましたらお示しを願いたいと思いま  
す。

○小林(行)政府委員 三十一年度の準  
要保護兒童に對する予算は四千九百萬  
円であつたわけでありまして、これは年  
間の學校給食費を通算いたしますと大  
体二千八百円でございまして、その

二分の一の千四百円で割りますと三万  
五千人分の予算ということになるわけ  
でございます。ただしこの三万五千人  
と申しますのは、この二千八百円の給食  
費を全額國から設置者に対して補助す  
るという計算をした数字でございまし  
て、實際市町村が兒童に對して補助し  
たします場合には、全額を補助するも  
のもございまして、多くのものが二分  
の一以上ということになってお  
りますので、中には二分の一の補助と  
いふものもございまして、従つてその數  
字が延びてくるわけでございまして、  
實際の実施状況は五万一千五百といふ  
数字になっております。そのうち全額  
を補助したものが一万一千、半額以上  
を補助したものが四万五千、こつとい  
ふ数字になっております。

○高村委員 そつといたしますと、本年  
度予算措置によりまして若干予算もふ  
えておりますが、さらに對象の準要保  
護兒童が中學校に拡大されました  
ので、その方もふえてくるわけであり  
ますが、そつとするといわゆる準要保護  
兒童に對するこつとした恩典に浴する者  
のパーセンテージといふものは、かえつ  
て減るようになりはしませんか。その  
点はどうでございましてか。

○小林(行)政府委員 三十二年度の予  
算では昨年の四千九百萬円に對しまし  
て一億三十一万といふ数字になってお  
ります。これを計算いたしますと小中  
學校あわせて七万人といふ数字にな  
りまして、大体小中學校の本年度給食  
費の約一・〇五%であります。

これは昨年は〇・六%といふ数字で  
ございまして、約〇・五%上昇してお  
る、もちろん完全ではございませんけ  
れども、昨年に比べればかなり對象兒  
童の數もふえる計算になっておるわけ  
でございまして。

○高村委員 せつとこつといつた對象  
が拡大されて参りましたのですが、理  
想としては、われわれは、準要保護  
兒童全般に對してこの恩典に浴するよ  
うにしたいだきたいと思ひます。予  
算の全体のワクとの關係で直ちにはそ  
れができなかつたことだと思ひます  
が、なるべく近い將來におきまして、  
せつとこつといふ法律も作るわけであ  
りますから、これが全般に及ぶように  
一つ予算措置の御努力をお願いした  
い。特にこれをお願いしましてこの法  
案についての私の質疑を終りたいと思  
ひます。

次に就學困難な兒童のための教科用  
圖書の給付に對する國の補助に關する  
法律の一部を改正する法律案について  
若干の尋ねをいたしたいと思ひます。  
これも結局範圍を中學校に拡大された  
ことに相なるのでございまして、就學  
困難なる者といふのはどういふ定義、  
範圍になつてゐるのですか、御説明を  
いたしたいのです。

○内藤政府委員 生活保護法の對象に  
なるものを除きまして、大体それに準  
ずる程度のもので準要保護兒童とい  
したのでございまして。

○高村委員 そつといたしますと、この  
準要保護兒童といふ点につきまして

は、給食の場合と教科書の場合とは同一の範囲のもの、かように考えてよろしゅうございませうか。

○内務府委員 さよりでございませう。

○高村委員 この点につきましても、おそろく私は予算措置が全般に及んでおらぬのではないかと考えますが、その点は全体の準要保護児童に對し、教科書のこの法律によつて恩典に浴しますものがどのくらいのパースンテージになっておりますか、それをお示し願ひたい。

○内務府委員 前年度は小学校児童の一・七％本年度は小学校を一・九％に引き上げました。同様の措置を中学校にもそのまま延長したわけでございませう。準要保護児童の對象は、先ほど管理局長から申し上げましたように、一応四％といたしておりますので、ほぼ半分程度がこの措置によつて救われることになるわけでございませう。

○高村委員 この法案につきましても、先ほど申し上げましたと同様に、一つなるべくすみやかなる機会におきまして全般に及ぶように御努力をお願いいたしたい、これをもちまして私の質問を終ります。

○小牧委員 ちょっとただいまの高村委員の質問に関連してお伺いいたします。学校給食の場合は、先ほどの質問に答へ準要保護児童に給食費の補助をやる。それと同じ準要保護児童を對象にして、教科書の就学困難な児童に對する給与ということ、今御説明があつたわけでありませうが、すでに御承知の通り、小学校については準要保護児童に教科書の給与ということがなされて、今回これが中学校の方にも拡大され

る、その趣旨にはただいまの質問に答へるの通り賛成をいたすのでありますが、ここでちょっとお伺いしたいのは、若干私はその對象について考え方を異にしておるのであります。と申しますのは、すでに御承知の通り、教科書については憲法の保障するところによりまして、義務制にはこれは無償で給与されなければならぬ、こゝういふ建前になつておりますから、なるほど生活に困り、就学が困難だといふような人々をとりあへず對象にするといふことは、これはあるいは方法論としてやむを得ないかもしれせんが、政府としては、文部省としては、給食の場合と教科書の場合とを全く同様の考え方をもちて立法に當つておられるのかどうか、まずこの点を内務さんにお伺ひしてみたいと思ひます。

○内務府委員 給食の場合と同様な考えでございませう。

○小牧委員 そちらになりますと、今私が質問の中にも若干入れました義務制に對する児童の教科書の無償といふことについてはどういふお考えでございませうか。

○内務府委員 ただいまお尋ねの憲法の語が出ましたけれども、憲法に「義務教育は、これを無償とする。」といふ規定がございませうが、これを受けまして、教育基本法には授業料を徴収しないといふふうに解釈しておるのであります。お話のように教科書まで無償といふ意味には私どもは了解してないのでございませう。

○小牧委員 そちらなると見解の相違といふようなことになりませうが、さういたしますと、今の御答へでは、たとえ教科書の場合では全体の大体一・九

九％くらいで、大体準要保護児童の半分以上の人数を對象にしておる、こゝういふようなお話でございませうが、給食の場合でもまだやはり教科書の場合と同じような割合でやられるといふことになりまして、年々少しづつ適用の範囲を拡大するといふことになる、これはほとんど給食の場合と並行してこれはおやりになるお考えでございませうか、教科書の場合の増額されるというやうな場合、それを一つお伺ひしてみたいと思ひます。

○内務府委員 大体今までのところ給食と教科書は同じやうな歩調でございませうけれども、教科書の率の方が給食よりは率が高率になつておるのでございませう。しかし原則としては同じやうな歩調で、前年度も本年度も増額をいたしたのであります。

○小牧委員 そちらなると、まだ準要保護児童でもこの恩典に浴しない人々が相当残つておるわけですが、政府としては、文部省としては、大体いつごろをめどにそいつた人々が全部給与を受けるやうになる計画をもつてこゝういった法案の改正に當つておられるのか、最後にこれをお伺ひしてみたいと思ひます。

○内務府委員 生活保護法の適用を受けておるものが、大体このほかに三・五％ないし四％くらいございませう。ですから生活保護法の方に準要保護児童といふものが想定されておるもので、私どもの見通しでは四％程度といふことになつておりますが、これももう少し詳細に限度といふものを検討してみなければならぬかと思ひます。そこで本年度に約二％でございませうが、実施した後に、なおかつ

どの程度のものか救われなければならぬかといふことを検討いたしまして、早急に準要保護児童の對策に遺憾のないやうにいたしたいと考えております。

○長谷川委員長 次に文教行政について質疑を行います。質疑の通告がありますので順次これを許します。櫻井奎夫君。

○櫻井委員 私は去る三月二日日本弁護士連合会から法務省、文部省及び厚生省等に善処方を要望いたしましたところ、新潟大学医学部桂内科の精神病患者に對するツツガムシの人体実験に對して、関係各省の考え方を御質疑申し上げたいと思ひます。三月三日の各新聞は、これは地元の新潟は申すに及ばず朝日、毎日、読売等が一斉にこの記事を大きく取り扱つておるのであります。その内容は、新潟大学の医学部桂内科、これは桂重博博士であります、これがツツガムシ病治療研究のため、昭和二十八年から三十年にかけて、私立新潟精神病院に入院中の患者百四十九名に對しまして、ツツガムシの病原菌の注射をし、このうち八人の患者の皮膚を切除した、この傷跡が三年以上たった今日でもなお消えず、これは明らかに医師法を無視して人体実験を行つたもので、人權の侵犯はもちろぬ、傷害罪を構成するおそれがある、このやうな趣旨であります。しかもこのやうな実験は、ひとり桂内科だけでなく、他の研究室でも行われてゐると推定されるので、將來再びこのやうなことがないやうにといふ警告を發して、各関係方面にこの善処方を要望したといふ記事でございませう。

○長谷川委員長 次に文教行政について質疑を行います。質疑の通告がありますので順次これを許します。櫻井奎夫君。

○櫻井委員 私は去る三月二日日本弁護士連合会から法務省、文部省及び厚生省等に善処方を要望いたしましたところ、新潟大学医学部桂内科の精神病患者に對するツツガムシの人体実験に對して、関係各省の考え方を御質疑申し上げたいと思ひます。三月三日の各新聞は、これは地元の新潟は申すに及ばず朝日、毎日、読売等が一斉にこの記事を大きく取り扱つておるのであります。その内容は、新潟大学の医学部桂内科、これは桂重博博士であります、これがツツガムシ病治療研究のため、昭和二十八年から三十年にかけて、私立新潟精神病院に入院中の患者百四十九名に對しまして、ツツガムシの病原菌の注射をし、このうち八人の患者の皮膚を切除した、この傷跡が三年以上たった今日でもなお消えず、これは明らかに医師法を無視して人体実験を行つたもので、人權の侵犯はもちろぬ、傷害罪を構成するおそれがある、このやうな趣旨であります。しかもこのやうな実験は、ひとり桂内科だけでなく、他の研究室でも行われてゐると推定されるので、將來再びこのやうなことがないやうにといふ警告を發して、各関係方面にこの善処方を要望したといふ記事でございませう。

す。これを要しまするに、三年間にわたりまして、百四十九名といふ多数の患者にこのやうな処置が行われておつたといふこと、弁護士会の方の見解は、ツツガムシ病治療法の研究のため精神病患者を利用してこの実験に當つたといふ考え方のよりであります。また大学当局の方は、これは精神病を治療するための治療法として、発熱療法を行つたといふ見解に立つておるやうであります。両者の見解は必ずしも一致してゐない。ここにこのやうな問題が出てくるわけでありませうが、このやうな弁護士会の善処方の要望を厚生省、文部省、法務省は受けられたかどうか。この要望に對してどのやうな処置を今日とつておられるか。一応政府の御処置を承わりたい。

○長谷川委員長 日本弁護士連合会長の名前をもちまして、文部大臣あてに、今お話のございました問題につきまして、関係方面に對して十分今後注意をするやうに警告し善処を求められたい、こゝういふ要望が出ております。これに基きまして、文部省といたしましては、新潟大学に對しまして、関係者を呼んでこの実情を聴取いたしました。しかしなおこれは非常に複雑な問題でございませうので、十分に調査をする必要がございませうが、なお現在調査中の段階でございませう。さういふ処置を今とりつゝある状態でございませう。ただまだ結論をいたしまして、これが大学の、何と申しますか、治療あるいは研究といふ範圍を逸脱しておるかどうかといふことにつきましては、私どもとしましてはまだよくつかんでいません。今日としましてはさういふ状況であります。

○小澤政府委員 厚生省におきまして、三月一日付の日本弁護士連合会からの要望書を本月上旬入手いたしました。実は新聞にこの事実が報導されるまで、そのようなことが行われておったことを知らなかったものであります。が、直ちに新潟県に指示いたしました。で、実情を目下調査中でございます。

○櫻井委員 病院長は、この精神病院の病院長ですか。

○緒方政府委員 新潟大学の大学病院の院長でございます。

○櫻井委員 この百四十九名の患者は、私立新潟精神病院と申しまして、大学と関係のない、別個の財団法人の病院に収容されておる患者であります。従つてもう少し事実を厳密に調査なさるとするならば、当然この精神病院の責任者を呼んで調査される必要があると思ふ。そこで私立新潟精神病院の小島副院長は、確かにこのツツガムシの病原菌を精神病患者に注射した事実を認めておるのであります。もしも病院側の言ひのように、これが治療法としてこの百四十九名の患者に病原体が注射されたとするならば、これはやはり患者でございまして、その注射の事実が患者のカルテの上に明瞭に記載されておらねばならないと思ふ。そういう点は御調査になつておるかどうか。

○緒方政府委員 私ども文部省の方の調べによりますと、新潟の精神病院のカルテには、この病原菌を接種したというところは記載はなく、温度表に記載……(櫻井委員「何に」と呼ぶ)温度表でございまして、それからこの診療を担当いたしました新潟大学医学部の桂内科の方に記録はとつてある、かように話を聞いております。

○櫻井委員 これは私は非常に重大なことだと思ふ。このツツガムシの病原菌を注射したという事実が、カルテには記載されていないで、ただ温度表だけを記録した、こういうことになりまして、これは私は明らかに医師法に抵触すると思ふのであります。厚生省の医務局長の御見解はいかがでありますか。

○小澤政府委員 医師法におきましては、「医師は、診療したときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならぬ」と規定してございまして、ただしこれにつきまして、前項の診療録であつて、病院または診療所の医師のした診療に関するものは、その病院または診療所で保管しなければならぬ。しかしながら、その他の者が当該病院または診療所におもむいて診療した場合におきましては、当該医師がその診療録を五年間保存しなければならぬ。この規定がしてございまして、従ひまして、精神病の治療にツツガムシの病原体を接種したということが、いずれが主体になつて行なつたかという点によりまして、診療録をいずれが記載し、いずれが保管しなければならぬかという点がございまして、この点については、目下この事情につきましても、県当局に指示いたしました。調査中でございます。

○櫻井委員 その医師法につきましては、ここに専門の河野委員がおられますので、さらに追及があると思ふのであります。私どもいろいろと考えからみましても、その当該患者を預つておる病院の患者のカルテにそういうものが一切記録されていぬということ、ただ温度だけを記録しておるということ、これは明らかに実態に使つたのではないか、こういう疑惑が生ずるのではありませんか、これは重大な手落ちであつて、一体百四十九名中の何名に對してこのツツガムシの病原体の注射をやつたのか、全部に對して行なつたのかどうか、その点は明瞭ですか。

○緒方政府委員 新潟精神病院の入院患者は、問題になつております二十七年から三十一年までの間であります。が大体平均毎年常に四百八十名前後だといふことになつております。そのうち治療を受けたのは二十七年に二十一名、二十八年に九十三名、二十九年に十八名、三十年に十二名、三十一年に五名、これは延べ数でございますが、全部で百四十九名、かようになつております。

○櫻井委員 なおこのほかに、八名の患者の皮膚を切り取つたということが言われておるのであります。この事実について調査してあるかどうか。

○緒方政府委員 私の方の調査では、十一名の患者に對しまして、接種をいたしました部分の皮膚の切除を行なつたそうです。これは特に接種後局所反応が非常に強い者に対して、治療のために行なつた、かようなことになつております。

○櫻井委員 これは特にその反応の著しい者について皮膚を切り取つたこと、これが医学的にどういふ目的のものになされたのか、これはまた河野さんの方の質問もあると思ふのですが、いづれにいたしましてもそのような切開手術をするという場合には、これは本人の承諾を要するか、あるいは正常な意識のない精神病患者にそういう手術をする場合は、その両親あるいは父兄、そういう近親者の事前承諾を必要とするのが当然常識だと考えられるわけでありまして、そういう手術をして手術を施行したのかどうか、そういう点はいかがですか。調査になつておりますか。

○緒方政府委員 これは大学側の話によりまして、全然生命には危険がない、あるいはまた患者の方に非常に経済的な負担をたくさんかけるといふほどでもない、かような観点のもとに、そういう治療でありましたから、一応承諾を得るといふことは必要ないといふことで、これは患者が精神病患者であるといふ関係もございまして、承諾はとつてないといふことでございます。

○櫻井委員 そういう点にこの問題が今日非常に大きくクローズ・アップされておる原因があると思ひ、たとえ生命に異状がないからといって、人の身体に傷あつて残すような手術を、しかも医者がやる場合、何の承諾もなく、医学上最善の方法であるかといふ理由では幾らでも立つと思ふ、そういうことを精神病患者にのみ実施していくといふことが、明らかに前記のカルテにも記載されてないという事実、こういうものと関連いたしまして、やはり精神病患者であるがゆゑにこれを一種の人間以下のものでして、モルモットか何かと同じような、もちろんそういう考えはなかつたかもしれませんが、けれども、少くとも普通の人間の取扱ひ以下にこういう意識的な——無意識かわかりませんが、そういうことを犯しておる、こういうことを外部の者が考へるのは当然であります。たとえは正常な判断力を持たない精神病患者であつても、基本的な人権は平等であるはずでございます。こういうことが平然と今日文部省の管轄下にあるところの国立大学において行われておるといふところに世論が非常に大きく反発を



と、ややともすれば当局は調査中調査中という事で時間をかせがれて、その間に冷却期間がきていつの間にかほつたらかされるという傾向がなきにしもあらずであるというのが、今日までの実情でありましたから、少くともこの機会においては、今日まで調査されました中間報告を明らかにしていただくことを要望いたします。

○精方政府委員 ただいまの御質問については、先ほどお話がございましたように、もしもこれが限界を越えることになりますれば、実際にいわれることとこれが人体実験ということになります。しかしながら一面これが許される研究の範囲であるということでありますれば、いたずらに遷延いたしました真相がはつきりしないことには研究の意欲を阻害することになりますので、これはいずれにいたしましても、お話の通りなるべくすみやかに事態をはつきりさせなければならぬと私も思っております。ただ先ほど申しましたように、事柄が非常に専門的なことでもありますれば、限界というものは非常にむずかしいものでございまして、私どもとしましては十分慎重に材料を収集しておるところでございいたします。いろいろ弁護士連合会から指摘されました点等につきましては、一応それに対して病院側の説明を聞いておられます。ただそれをここでずっと申し上げることが、今の御質問の御趣旨であったかどうかはつきりいたしませんけれども、一応それを申し上げることはできます。一応簡単に概略を申し上げますと、事実といたしましては先ほどお話の通り、昭和二十七年か

ら三十一年にわたりました新潟大学の医学部の桂内科と新潟精神病院長と協議の結果、精神病院におきましてその適用患者に対してツツガムシの発熱療法を実施することになりました。桂内科におきまして従来県内の自然感染患者等に対して実施して参りまして、十分成績を上げております。ツツガムシ病療法を用いて実施したという事でございまして、人数等につきましては先ほど申し上げました通りでございまして、それからこのツツガムシの病原菌を用います発熱療法というものは、新潟大学の説明によりまして、これは精神病患者に対していろいろございまして療法のうちの一環として十分認められておるものであり、精神病院側におきましても、もしできればやりたいという考えがある。桂内科におきましては先ほど申しましたように、県内における自然感染患者に対しての療法方法等も十分確立しておりますし、あるいは動物実験等も十分進捗して確信を持っておりますので、それを用いて、発熱療法を精神病の治療と合せて行なつた、かような説明に相なっております。

あとの、先ほど問題になりました皮膚の切除でございまして、これは大皮側の説明によりまして、切除いたしました。と御質問がやはり残りますので、なるべく御覧が目立たないように十分注意してやつた。特に注射部位が目立たないところを選んで、内ももを選んでという事でございまして、しかしこれは患者によりましては、先ほどもちょうと申し上げましたけれども、その反応の度合いが違ふので、非常に強い反応を示した特定の者、百四十九名のうち十一名でございまして、こ

れに對しましては一センチ平方、深さ三ミリの皮膚を切除いたしました。これはかゝるが起ることを防ぐために、なるべく少くするためにこれを行なつた、かような説明でございまして、現在の患者の状況を見ますと、うち一名はちよつとひどい傷が残つておるようでございましてけれども、これは説明によりまして、その患者があつてひつかいたために傷あつたが相当残つた、かような説明でございまして、これはあくまで治療して潰瘍を防ぐためである。それからなおツツガムシの自然感染等の場合におきましても、皮膚を切除して治療するという事は従来も行われておつたという説明でございまして、それからこの治療を行つた期間において死亡者が九名出ておりますが、これは発熱療法との関係はないという説明でございまして、つまり発熱療法と申しますのは、熱のある期間は一週間から十日くらいであつて、通常高熱は三日か四日くらいでございまして、特に抗生物質等の投与によりまして、ツツガムシ病そのものはすみやかになおすことができることになっておる。ところがその死亡というものは、その接種後一番早いもので四カ月後に死亡した人が一人おります。これの原因はいずれも肺結核、肺炎、それからその持つております病氣そのもの、麻痺性発作でございます。その病氣、それから自殺した者が一人おります。全部で九名でございますけれども、いずれも併合症あるいは自殺等で死んだのであつて、発熱療法のためではない。今、申しますように接

故が起つた、こういうことでございまして、死亡そのものと発熱療法とは因果関係はないという説明でございまして、大体問題点として指摘されておりますおまことにつきましては、説明は以上の通りでございまして。

なお詳しい点につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたように十分調査をさらに精密にしたいと考えております。従来の説明によりまして、私どもといたしましては、言われることと人体実験ということではない。ツツガムシ病療法の従来の方法を十分研究をいたしまして、その療法を用いて、あわせて精神病患者の発熱療法を行なつた、かような説明に現在までの調べにおきましては相なつておりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○河野(正)委員 もともとこの委員会には社会労働委員会でございますから突つ込んで申し上げたいと思ひませんが、けれども、しかしながらこの学問が、人命に影響する問題でありますから、そつと建前から私には二、三回に質問を続けて参りたいと思ひますが、限界の問題ではございまして研究といふものが生命に連なる問題でございまして、その点につきましては私はきわめて慎重を期さなければならぬと考えております。

そこでこれは一つ厚生当局にお尋ね申し上げたいと思ふのですが、それでは今度の治療の責任者は一体どこにか、国と申しますと新潟大学のことでございますが、そこにあつたのか、あるいは新潟精神病院にあつたのか、

いづれに責任の所在があつたのか、その辺を一つ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○小澤政府委員 先ほど申し上げましたように、精神病の治療の全体は精神病院にあることは間違ひはないのであります。しかしながらその治療方法の一つといたしましてツツガムシ病を接種するという事につきましては、精神病院と大学側が折半して担当したのか、あるいは精神病院が主となつて大学は技術的援助をやつたのか、あるいは大学が主となつて精神病院がこれに協力したのか、その辺の程度が大へんむずかしい問題でございまして、これは同時に研究のためにやつたか、あるいは治療のためにやつたか、あるを判断する一つの手がかりとなる問題であります。これらの点については調査をしてみまさんと、いづれが主体であつたかといふことはこの際申し上げられないと存するのであります。

○河野(正)委員 私ども経験によりまして、普通一般精神病院に収容されておる患者の大部分の治療費というものは公費患者が多いと思ふのであります。そこで今度行なつた百四十九名の患者はどうか、その辺を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○小澤政府委員 百四十九名の患者の延べ内訳は、措置患者が四十名、生活保護法の患者が九十名、国民健康保険の患者が十二名、健康保険の患者が九名でございまして。

○河野(正)委員 さつきからいろいろ論議されておる過程で承つて参りますと、研究というよりもむしろ治

療が重点であるというふうな当局の御説明が多かったと思います。それではこの治療費は一体どこが負担しておるか、この辺を一つ明らかにしたい。

○小澤政府委員 ただいままでわれわれの知った事実によりますと、ツツガムシを接種した、これに関する一切の費用は病院側も患者側も、ないしは生活保護法、健康保険等の一つつまり健康保険であれば保険者でございますが、これらが負担しておられ、一切大学の奉仕のもとに行われた、かように聞いております。

○河野(正)委員 ただいまの御発言は厚生省といたしましてはきわめて重大でございます。と申し上げますのは、いやしくも健康保険なりその他生活保護なり、公費の患者を診療した件について、カルテの記載がない。しかも治療しておきながら、治療費に対する責任を貫徹しないという事は、健康保険法等に關します法律違反であることは明らかであります。その点お認めになりますか。

○小澤政府委員 もちろん入院料その他の一般の医療費はそれぞれ負担しているに違いないと考えます。ただそれ以外に、ツツガムシを接種したその事柄についての治療費については、大学側が負担している、患者側においては負担しなかった、かように聞いておるのであります。

○河野(正)委員 ただいまのお答えを承りますと、厚生省といたしましては全く無責任きわまりないと思う。一般の開業医に對しましてはそういふことが非常に厳格に強要されておる。しかもたゞいまいろい御答弁を聞いて明らかになりましたことは、これは

研究よりむしろ治療が重点であるという事になりますならば、治療というものもが病院で行われております以上は、当然病院がそれぞれの公費に對します治療費というものを請求すべきだ、もしそうでないとしたらすなわち、これは健康保険法等に對する法律違反だということは明らかでございます。さように確認してよろしゅうございませうか。

○小澤政府委員 私は大学側の経費負担については詳しく存じておりませんが、大学におかれましては、治療の目的でございましてしるべき経費があるのではないかと、そういう経費でやつたかあるいは他の方法でやりになりましたか、そういう点は私ははつきりしるべきに知っておりませんけれども、その程度に聞いておる次第でございます。

○河野(正)委員 そういうふうな答弁を承らうとすると、やはりこの事件は治療というよりもむしろ実験だという結論になつてくるわけですね。そこで私は今のようないろいろな質疑を重ねておるわけですが、ただいまの厚生省当局の御答弁を承らうとすると、やはりこの問題の結論というものは、実験であつたというふうな結論になります。もしそうでないとするならば、私が理解するように、納得するような答弁をここでしていただきたい。

○小澤政府委員 経費分担の点もいろいろございしますが、従来とも医者が診療した場合、いろいろな事情によつて、必ずしも全額本人から取り立てるとかなんとかいうことではなくて、お医者さんが本人の立場も考へて負担する

場合も再々ございます。これは実際のわけでありまして。ただいま御指摘の点は、まだ治療の目的であつたか実験の目的でやつたかという点を判定する段階に達していないのでございませう。これは病院側の説明を聞いただけでは事柄がなかなかわからないと思ひます。今の問題を含めまして患者の病状なりその他の治療法等の関連で、その他のいろいろ客観的事実をたくさんつかみまして、そして冷静に客観的に判断した上で、初めてこれが実験のために行われたか、研究のために行われたか、治療のために行われたか、あるいはその目的は半々であつたか、どちらがどうだといふことが判断できるものでありまして、単に表面に現れた、ないしは病院その他の人々の陳述だけに判定を下すことは困難ではないか。さうな具体的事実、どちらを意圖してやられたかといふことを判定するに足るような事実を目下収集中なのであります。

○河野(正)委員 私が質問いたしております点は、客観的にこの問題を判断いたしますと、いろいろな考え方が成り立つわけですね。そこで具体的に判断する一つの材料として、私はさっきのような点を取り上げたわけですね。そこであなたが仰せられますように、なるほど自由診療の場合には治療費がかさばるとか、この治療は研究団に半々、折半してもらいたい、あるいは大学が持とうといふようなことはあり得るわけですね。しかしさっきの診療されました患者の内容を見て参りましたもほとんど公費なんです。社会保険、国民保険、あるいは医療給付、あるいは首長

の措置患者というふうなすべて公費の患者なんです。公費の患者に對しましては、もし治療であるならば当然その治療費を請求するといふことが健康保険法に定められた内容であります。そこでその治療費を要求しないといふことは、とりもなおさず実験だといふことに結論されるがどうかといふことを言つておる。あなたが一般診療患者等を対象にしておっしゃいますが、この診療されました患者の内容をごらんになればわかりますように、ほとんど公費なんです。公費の場合、治療した場合にはその治療費についてすべて請求しなければならぬという義務がある。その義務を怠つておりますことは、とりもなおさず実験だといふ結論になりますけれども、どうか、こういうふうに私は指摘しておるわけでありませう。

○小澤政府委員 御承知のごとく健康保険等における医療費の支払いは、いろいろな治療方法をわが国の学者が研究して、相当成果をあげて、それから学会等に諮問いたしまして、これは適正であるといふ結論をいただきましてから、いわゆる医療基準の中にこれを加へまして診療報酬請求の対象となるわけでありませう。その事務手続の段階に至る手前におきましては、大部分のお医者さんが、あるいは学会が、確かにこれは有効であると認定いたしまして、その事務手続が終るまでは医療費としての請求はできないのであります。その間のギャップはいろいろな關係におきまして埋める場合もあり得ると存するのであります。

○河野(正)委員 そういたしますとまた一つ矛盾があらためて生まれてくると思ひます。と申しますのは、さっき

文部省当局からの御説明によりまして、厚生省当局の御説明によりまして、もうこの治療法というものは安全である、非常に危険性がないのだ、大丈夫だ、最上の治療である、そこでこういう治療をやつたのだといふことです。それはこういう実情でやつたのだからひいては実験じゃない、こういう御説明の仕方だと思ひます。ところが今申しますように、健康保険でも医療給付でも、いわゆる生活保護法の医療救護でも、請求してはならないという実情にあるのがこのツツガムシの治療法なんです。さつきおっしゃつた、これは最上の治療であるといふことは、万人が認めた治療といふことなのであります。ところが一方におきまして社会保険におきましては認めていない。その認めてないものを、さっきの御答弁によりまして、万人の認めたことである、最上の治療であるからこれは実験ではないのだ、こういうことなんです。その間には明らかに矛盾があります。そういう矛盾は、言葉を交へて申しますならば、やはり実験に通ずるようには私は考へるわけですが、その点いかがですか。

○小澤政府委員 保険医療等につきましては、医療指針に基く医療がつまり保険医療費の支払い対象になるわけでありませう。先ほど申し上げましたように、それが手続上直ちに支払うという段階に至りませんものについては、それ以外の治療の方法も、医師がこれを行おうとする場合におきましては、医師の全責任において行ひ得ると思ひます。ただ社会保険医療ではない。従つて社会保険に医療費を請求することは

文部省当局からの御説明によりまして、厚生省当局の御説明によりまして、もうこの治療法というものは安全である、非常に危険性がないのだ、大丈夫だ、最上の治療である、そこでこういう治療をやつたのだといふことです。それはこういう実情でやつたのだからひいては実験じゃない、こういう御説明の仕方だと思ひます。ところが今申しますように、健康保険でも医療給付でも、いわゆる生活保護法の医療救護でも、請求してはならないという実情にあるのがこのツツガムシの治療法なんです。さつきおっしゃつた、これは最上の治療であるといふことは、万人が認めた治療といふことなのであります。ところが一方におきまして社会保険におきましては認めていない。その認めてないものを、さっきの御答弁によりまして、万人の認めたことである、最上の治療であるからこれは実験ではないのだ、こういうことなんです。その間には明らかに矛盾があります。そういう矛盾は、言葉を交へて申しますならば、やはり実験に通ずるようには私は考へるわけですが、その点いかがですか。

○小澤政府委員 保険医療等につきましては、医療指針に基く医療がつまり保険医療費の支払い対象になるわけでありませう。先ほど申し上げましたように、それが手続上直ちに支払うという段階に至りませんものについては、それ以外の治療の方法も、医師がこれを行おうとする場合におきましては、医師の全責任において行ひ得ると思ひます。ただ社会保険医療ではない。従つて社会保険に医療費を請求することは

文部省当局からの御説明によりまして、厚生省当局の御説明によりまして、もうこの治療法というものは安全である、非常に危険性がないのだ、大丈夫だ、最上の治療である、そこでこういう治療をやつたのだといふことです。それはこういう実情でやつたのだからひいては実験じゃない、こういう御説明の仕方だと思ひます。ところが今申しますように、健康保険でも医療給付でも、いわゆる生活保護法の医療救護でも、請求してはならないという実情にあるのがこのツツガムシの治療法なんです。さつきおっしゃつた、これは最上の治療であるといふことは、万人が認めた治療といふことなのであります。ところが一方におきまして社会保険におきましては認めていない。その認めてないものを、さっきの御答弁によりまして、万人の認めたことである、最上の治療であるからこれは実験ではないのだ、こういうことなんです。その間には明らかに矛盾があります。そういう矛盾は、言葉を交へて申しますならば、やはり実験に通ずるようには私は考へるわけですが、その点いかがですか。

○小澤政府委員 保険医療等につきましては、医療指針に基く医療がつまり保険医療費の支払い対象になるわけでありませう。先ほど申し上げましたように、それが手続上直ちに支払うという段階に至りませんものについては、それ以外の治療の方法も、医師がこれを行おうとする場合におきましては、医師の全責任において行ひ得ると思ひます。ただ社会保険医療ではない。従つて社会保険に医療費を請求することは

文部省当局からの御説明によりまして、厚生省当局の御説明によりまして、もうこの治療法というものは安全である、非常に危険性がないのだ、大丈夫だ、最上の治療である、そこでこういう治療をやつたのだといふことです。それはこういう実情でやつたのだからひいては実験じゃない、こういう御説明の仕方だと思ひます。ところが今申しますように、健康保険でも医療給付でも、いわゆる生活保護法の医療救護でも、請求してはならないという実情にあるのがこのツツガムシの治療法なんです。さつきおっしゃつた、これは最上の治療であるといふことは、万人が認めた治療といふことなのであります。ところが一方におきまして社会保険におきましては認めていない。その認めてないものを、さっきの御答弁によりまして、万人の認めたことである、最上の治療であるからこれは実験ではないのだ、こういうことなんです。その間には明らかに矛盾があります。そういう矛盾は、言葉を交へて申しますならば、やはり実験に通ずるようには私は考へるわけですが、その点いかがですか。

○小澤政府委員 保険医療等につきましては、医療指針に基く医療がつまり保険医療費の支払い対象になるわけでありませう。先ほど申し上げましたように、それが手続上直ちに支払うという段階に至りませんものについては、それ以外の治療の方法も、医師がこれを行おうとする場合におきましては、医師の全責任において行ひ得ると思ひます。ただ社会保険医療ではない。従つて社会保険に医療費を請求することは



できない、かように考えるのであります。

それからただいまの御質問に関連してであります、私どもはそれ以外のいろいろ客観的なたぐさんの事実をつかみまして、われわれがこれを実験でやつか、治療目的でやつかということに判断する以外に、これが治療として認められるか、あるいは実験として容認されるか、いずれの結論が出るか知りませんけれども、そういうことにつきましても、その背景あるいはその基礎というものをにらみ合わせて、これを判断しなければならぬいかとも存じます。私どももいたしましては、そういう各種の事実を把握いたしまして、しかる後に厚生省におきましてこの精神衛生審議会等々に諮問をいたしまして、これらの点を厳正に判断いたし、導出していききたい、かように考えておる次第でございます。

○河野(正)委員 いろいろな角度から眺めなければこの問題の結論が出てこないことは、われわれわかるわけですが。しかし今日、社会保険医療におきましても治療の基準としては認められないということでございますから、この百四十九名の中に社会保険の一つのワケ内で治療しなければならぬ者が、少くとも生活保護法の九十名、あるいはまた健康の九名ですか、こういった百名に及びます。たぐさんの患者があられるわけですか。そこで私どももいたしましては、いやしくも健康なり生活保護法の適用を受けておる患者ですか、これは当然社会保険で規定された治療等に準じて治療を行なっていくというのが建前ではなければならぬと思われ、社会保険でありあるいは生

活保護法であり措置患者である者を、いわゆる公費であるからそういった社会保険でも認めない治療をやつていいのだというには、私は相ならぬと思ふのです。最上の治療であるならば、自由診療の、自分でお金を出す人に対して、りっぱな治療でございます。けれども、社会保険で認めて下さいませんから、一つお金を出すから治療して下さいませんか、こういった話し合いの結果であるならばこれは了解がつかぬのです。それを今言つたように全部公費の患者を引っ張り出して、それに對してやつたというものは、これは実験のにおいというものを消すことができないというふうに思ふわけでございます。ここは社会労働委員会ではございませぬから、私は執拗に質問を繰り返したくないと思ひますけれども、しかしながらやはり人命に關する研究でございますから、この点は明らかにしておいた方がよろうと思ひまして、一つ結論的な御答弁を厚生省当局からお願ひしておきたいと思ひます。

○小澤政府委員 ただいままで承わつたところによりますと、この病院の入院患者はほとんど全部社会保険なり生活保護法なり措置患者でございまして、自費患者は一、二名しかないということと聞いております。従ひまして、この病院において実施する限りにおきましては、自費患者が非常に少なかった。なお、その事実であるかどうかというところは今調査を命じておりますが、さうに聞いておるわけでございます。

○河野(正)委員 そういふことを言われるので、私は重ねて質問しなければならぬのです。たまたまその病

院がさうであつたからいたし方なかつた、そういうことは必ずしも論議にならぬのです。それならば、もつと自由診療の多い病院のところに行つてやつた方がいゝと思ふのです。そういうふうにわざわざ問題を起すような答弁をされるから、私は質問を重ねていくのです。たまたまその病院が公費が多かつたから、さういふことなら新瀧病院でなくとも、自由診療の多いところ

でやればいゝわけですか。あなた方は、この実験を治療だというふうにことさらに擁護されておるといふ感じを受けますから、私はよくやうやくあります。それならば、私はさらにもう一点お尋ね申し上げます。それでは百四十九名を足かけ約四年間にわたつて研究をやられたわけですから、それについてどういふ成果が現れたか発表していただきたい。

○小澤政府委員 他の治療法と比較いたしまして、どの程度の成果があつたかなかつたかということにつきましては、個々のケースにつきましても詳細報告するように、県の衛生部の方に指示してございませう。

○河野(正)委員 そういふことをおっしゃるから私はまた追及しなければならぬ。さつき大学局長は、ツツガムシが危険でないといふことは、高熱が出たとしても十日以内しか持続しないのだ、こういうお話でした。それでしょ

う。ところが麻疹性類案いゝゆるパラリゼに對しては、発熱する場合大体三十九度程度で十数回熱が出ないといふ結果がないと言われておる、これは学問的な定説なんです。そうしますと、さつきとにかく医療的調査をしなけれ

ばならぬとおっしゃいましたけれども、学問的な立場、学問的な定説から言いますと、あまり効果がないといふことなんです。大体三十九度程度の熱が十数回出なければ効果がないといふことは学問上の定説なんです。さつき危険がない、危険がないといふことを強調する余り、熱があるでいいの、さうすれば、新瀧泉の県庁で調査せぬでも、効果が無いといふことは明らかに出てゐるわけですか。これはどうですか。

論を出して、今後社会に不安を起させあるいは患者に不安を起させあるいは人権擁護というやうなことに誤解を招かないように、こゝういふ努力をすることがあなた方の責任だ、さういふ建設的な意見を私は言つてゐるわけですが、それをことさらにあなたは大学当局あるいは病院当局の立場を擁護するのみ

の答弁に努力をされるからさういふことになるわけですか。私どもは何も病院をいじめたりあるいは桂教授をとやかく言つてゐるわけではありません。さういふ不安を起させることは今後の研究の発展の上におきましても非常に大きな制約を与へますし、また国民大衆といふものが医療を受ける場合に非常に大きな不安を持つてもいけな

い、さういふ建設的な立場で私はこの問題について論議してゐるのですから、このように御理解願ひたいと思ひ、さういふ御理解の上に立つてこれについて善処していただきたいと思ひます。それから、あまり長くなりますから最後に大臣にお尋ねしておきたいと思ひますが、それはやはりこゝういふ問題は、私は、大学の研究費の額が非常に僅少だ、そこでそのすから人体実験をしなければならぬといふやうな欠陥が生まれてくる可能性もありはせぬかと心配してゐる。大臣も今日まで科学技術の振興といふことに力点を置いてきておられるのでありますから、私どもはその点については非常に敬意を表しておりますが、こゝういふ点があるいはこゝういふ不祥事件を惹起する原因であるといひますならば、私は非常に遺憾だと考へます。そこで、こゝういふ問題の起りました時期を一つの

契機として、今後とも科学技術と申し  
ますか、研究と申しますか、そういつ  
た方面に對しまして十分努力していた  
だきたい、それに対する大臣の御所感  
を承わっておきまして、私の質問を終  
りたいと思います。

○藤尾國務大臣 先ほど来の質問を拜  
聴しておたのでありますが、大学局  
長のお答えも、これは現地側の説明を  
御披露申し上げているにとどまってい  
ると思うのであります。また厚生省の  
方の御答弁も、十分客観的に調査す  
る、こういうことを言っておられるわ  
けであります。決してほかに意図  
あつての御答弁じゃない、私はさよう  
に考えますので、その点は御了承願  
いたいと思います。

それから今のお尋ねでございますが  
が、そういうふうなことから妙な無理  
が大学病院で行われておるといふふ  
なことでありましては遺憾であります  
ので、御注意の点は十分頭に入れまし  
て今後善処いたしたいと考えます。

○平田委員 関連して。ただいままで  
の御質問を承わっておりましてふと思  
いついた質問なんです。ございますけれ  
ども、精神病に對する発熱療法としてマ  
ラリアの療法がございすね。そのマ  
ラリアの療法の問題については、別に  
何かこういふきよう御質問になつたよ  
うな問題が起つた例はございせんぞ  
でしょうか。

○小澤政府委員 実は私は精神病の方  
は専門でないものでございまして、詳  
しいことは存じませんが、私が学生時  
代に習つたことでは、マラリア療法は  
進行性麻痺なんという精神病に對しま  
して特効的効果があるといふことで、  
日本でも各地において盛んに行われて

おつたといふことを聞いております。  
ただ最近には梅毒性の精神病が減つてき  
たといふ話を聞いております。それか  
らマラリアの種が十分に手に入らな  
い、マラリア療法は種が種切れになり  
ましてやりにくくなつてきたといふ話  
も聞いておりますが、本問題に關する  
ような困つた問題は日本では今日までは聞  
いておりません。

○長谷川委員長 平田君に申し上げま  
すが、大橋精神衛生課長が説明員とし  
て来ております。ですから必要があれ  
ば大橋説明員から詳しく説明されても  
よろしゅうございす。

○平田委員 どうかおわかりになる  
方から答えていただければいいわけ  
です。

○大橋説明員 私精神衛生課長の大橋  
でございますが、ただいま小澤局長か  
らお話しただきまして点とそう違ひ  
ないお答えしかできないと思ひます。  
しかしながら繰り返して申し上げます  
が、現在マラリア療法というものは、  
精神障害者の治療がちゃんと適応  
症として載つてございす。適応症と  
申しますか、梅毒性疾患はマラリアの  
発熱療法によつて治療するのだ、治療  
してもよろしい、また治療するのが定  
説であるといふことになつておりま  
す。

○平田委員 私台北におりましたとき  
に、これは梅毒の方なんですけれども、  
四十五、六才の方がマラリア療法  
をされて、幸いにしておなおりになつ  
たんです。今も健在でいらつしやるの  
ですけれども、そのマラリアの病原體  
は一度入りますとなかなか血液の中か  
らとれない。体力が弱つた場合に出

るんだらうでございまして、ときどき  
そのマラリアで苦しんでいらつしやる  
といふのですが、これは別に医学界の  
問題にはなつていないのでございす  
か。

○大橋説明員 ただいまおっしゃいま  
したことはまことにごもっともなこと  
でございす。そういう事実も実際は  
あるのでございす。その点がやはり  
マラリア療法といふもののまた一つの  
短所でもないかといふふうに考へてお  
るのでございす。

○平田委員 この病原體を取り除くた  
めの研究はなされていないのですか、  
むずかしいのでございすか。

○大橋説明員 從來でも現在でも、マ  
ラリアの病原體を接種しまして、それ  
によつて発熱を起したものに對する治  
療法は確立されております。ただこれ  
がからだがあつて弱つたためにまた再  
発するといふ例も、わずかな例だと思  
ひます。それが聞いております。絶対的に  
完全な治療とは申し上げられないと  
思ひますけれども、しかしながら現在の  
の段階におきましては、発熱療法とし  
てマラリア療法は梅毒性疾患には優秀  
な治療であるといふふうにわれわれは  
解しております。

○平田委員 これは変な話なんです  
が、この方が梅毒でマラリア療法が  
大へんよくきいたといふので、品行方  
正術優等と思はれるような殿方が  
就々血液検査にいらしたといふことを  
聞いておりますが、これは早く治療す  
ればなおるのでございましてよろしい  
か。梅毒は出ないのに五十くらいになると  
盛んに出るといふことを、これはことに  
私女性の立場ですから——内心苦しん  
でいらつしやる方もいらつしやるので

す。女性の中には、そういうことがあつ  
たら、早く治療して、マラリア療法なん  
かでなおつても今度はマラリアで苦し  
むといふようなことのないようにとい  
ふことは、奥さんたちのひそかに持つ  
ている非常な心配なのでございすけ  
れども、こういう点はどうなのでござ  
いましてよろしいか。

○小澤政府委員 梅毒は早期に見え  
たしまして徹底的に治療すれば、  
不幸な脳梅毒に至らずして根治せしめ  
ることができるといふことが今日の学  
説になつております。

○河野(正)委員 先ほどに引き続きま  
して若干お尋ねを申し上げますと思  
ひます。

視覚教育が教育に對しましていかに  
重大な影響を及ぼすかといふことは、  
これは言を待たない事実でございま  
す。そこで昨日から教育テレビの問題  
がいろいろと当委員会におきましても  
論議されたのは御承知の通りでござ  
いす。それに関連いたしまして私御質  
問申し上げたいと思ひますことは、最  
近市中で上映されております「白い山  
脈」といふ記録映画がございす。映  
画が及ぼします影響は、先ほど申し上  
げましたようにきわめて重大でござ  
いす。これは私も見せていただきまし  
たが、まことに残念なことに、私ど  
もはあいつた生物学的な知識がござ  
いませぬので、やはりあの映画を見ま  
すと、あれが正しいものであるといふ  
認識に実は立つておたのでございま  
す。ところが福岡に参りましたところ  
が、どうもあれはうそらしいといふ話  
を聞きまして。新聞には動物生態を誤  
まつておるといふようなことで、日本  
哺乳動物学会でございすか、抗議が

出たといふことであります。ところが  
その抗議に對します文部省当局の態  
度といふものが、どうも不明確なよう  
な、私どもの納得のいかぬような態度  
でございす。まずこゝろいつた問題  
に對します御所見を伺つておきまし  
て、さらに納得できないければ二、三質  
疑を繰返して参りたいと思ひます。

○福岡政府委員 ただいま映画の問題  
について、特に「白い山脈」についま  
しての御質問でございす。これは  
ちよつと経過を申し上げますが、先週  
の土曜日の九日でございす。日本  
哺乳動物学会の会員の方々が集まり  
になりました。またまた「白い山脈」に  
ついての座談会といふような形でい  
ろいろお話が出たのでございす。そ  
のときの話では、この映画が一般の社  
会の人たちに對しまして、自然の描寫あ  
るいは動物に對する関心を持たせると  
いふ意味においては、非常に裨益する  
ところが多い映画ではあるけれども、  
学問的にいろいろいさゝかに検討いたし  
ますと、理科教育の面として学校の理  
科教育に使用するには、これはいろいろ誤  
まつた考えを与えるといふけない、こ  
ういふような点から、理科教育に利用さ  
せる場合には特に注意してほしいとい  
ふようないろいろな個所を発見したわ  
けでございす。従つてこの日本動物  
学会の会長の黒田長礼さんから三月九  
日の日付をもちまして——実は一昨日  
なのでございす。一昨日会長の名  
前でございす。この映画は一般の社会に  
對して裨益するところ多大と考へるけ  
れども、動物学的に検討しますと誤ま  
りがあると見受けられる。従つて理科  
教育に利用させる点については特に御  
配慮をお願いしたい。こゝろいふような要望



書をお出しになったわけでございます。この要望書が参ります前に、実は私は新聞で見ましたので、会長の黒田さんにお会いいたしました。いろいろお話ししたのでございますが、そのときも、要するに一般の劇映画としては非常にすぐれたものである。しかしながら純学問的に申すと、今申し上げたように生涯に若干の間違いと思われるような点もあるから、その点は学校の子供に理科教材として利用させる場合には注意してほしい、こういうようなお話でございます。従って文部省といまして、それに対して善処したいと考へたのでございます。従って新聞にそういう記事が出ましたので、私もとしましては、地方の学校などに与える影響もいろいろあるかと思ひまして、とりあえず審査の側に当りました。文科審議会の委員の有志が集まつていただきました。そういう点をいろいろ検討いたしましたのでございます。しかしながら、この映画は最初から教材映画として文部省で特選したのではございません。これをちよつと申し上げますと、文部省では映画の審査をいたします場合に、いろいろ区分けをいたしております。一つは教材映画として選定をするというものと、そのほか二番目は短編劇映画、こういうものを選定いたしております。三番目にいたしておりますのが、一般の劇映画、そういう三つに種類を分けてまして、映画の審査をやっておりますので、一般教材映画と銘打つ以上は、内容を非常に正確にしなければならぬ。その場合におきまして、この映画が非常に日本アルプスの自然の風景を写し、また動物

の生態を相当社会一般の人に知らせるという意味において、教養面においては非常にいいものである。しかもアメリカでできたディズニーの自然の驚異シリーズ、あれに近いような、映画の撮影技術として日本としては非常にすぐれたものであるという点から、これは一般に裨益するところが多大であるということから特選にいたしました。従つてそういう立場をはつきりさせる必要がある、こういう考えから、この哺乳動物学会の御意見に對しまして、もし明確な間違いがあれば映画会社もそれを直すにやぶさかではない、こう言つております。文部省としても間違つたところは盛心たんかいに直すべきだと考へております。従つて、そういうことを映画会社にも申し入れました。従つて一般劇映画として少年向け、それから成人向け、家庭向け、三つの用途を指定して特選をいたしましたわけでありまして、従つて現在のところ、そういう申し入れがございまして、一般に利用する場合の注意等については十分考慮していきたい、こういうふうな文部省としての選定の趣旨、それから今後の取扱ひ方についての一応の態度を明確にする、こういうふうな方法をとつたのでございます。

○河野(正)委員 ただいま局長から御説明がございましたように、特選に至りました過程の事情はよくわかることとて、ございませうけれども、しかし及ぼす影響というものは別な方向にいつておるの、私に思ふのであります。と申しますのは、もちろん劇映画として特選としたので、そこでフィクション等についてはやむを得ないというふうな御見解のようでございますけれども、しかしやは

り営業成績を上げるためには、記録映画として宣伝した方が——私も実は記録映画として宣伝されるもので、それから、一つそういう動物の生態も勉強してみようじゃないかということ、つられて行つたわけでございますけれども、これが一般大衆の心理であると思ふのです。そこで営業成績を上げるためには、そういう大衆の心理をつかみまして、記録映画と教育映画と、教材として当局は認めていないにいたしましても、理科学的に見て、あたかも正しいものだといふような印象を与えるような宣伝をして、やはりこの映画を上映しておると思ふのです。私もまたことに残念でございますけれども、そういう考へ方で見せていたのだらうでございます。そういう及ぼす影響というものは、私は非常に大いといふふうに考へなければならぬ。この際もし誤まりがあるならば、ただ指摘するといふようなことでなくて、正しいものは正しいものとして改める。あるいは教材でないなら教材でないといひまして、やはり劇映画として宣伝せよといふふうな態度というものは、私は必要ではなからうかといふふうに考へるわけですが、それから時間がありませんから、一緒に御質問申し上げておきたいと思ひますが、たとえば、今後は注意するといふような御所見も出ておるわけでございますけれども、これは失言したとか、うそを言つたといふことについては、今後注意すればいいわけですが、ところが、こういう映画は注意するといふながら、誤まつた映画が次々に上映されておるわけです。しかも教育委員会等を通じて、あるいは製作者を通じて、

訂正させるなら訂正させるということでございますけれども、言つておる間にも上映されて誤まつた印象を与えるとするれば、そういう誤まつた印象を国民に植えつけておるわけですが、そういう誤まつた点なり、あるいは誤謬といふものは、発見されましたならば、私はすみやかにこれに對して対処をする必要があると思ふ。これは教育に及ぼす影響が非常に大きいですから、その点について、この話題が出ましたのを契機として、すみやかに対処されるかどうか、この点私どもは非常に関心を持っておりますので、ここでもやはりはつきりした御答弁を聞いておきたいと思ひます。

○福田政府委員 ただいまのお話は非常に重要な点でございます。私も映画を選定いたしましたので、その映画を選定した趣旨なり、あるいはこの映画がどういふ方面に向かうか、たとえば少年向け、成人向け、あるいは一般家庭に向かうといふような、その用途を指定しまして、選定のために教育委員会に流しております。従つて従来の例から申しますと、そういう点では誤解はないと考へておりますけれども、特に今度の哺乳動物学会の御指摘のような点で、明瞭なところ違ひがあれば、これは今からでも直せる面もございまして、解説等も会社では直すと言つております。しかしながら哺乳動物学会でおっしゃつておる点と、会社側の見解と若干食い違つておる点もございまして、それはいろいろ映画の撮影の技術の問題に關連するかも知れませんが、そういう点で現在検討しております。従つて、たとえば一例をあげますと、アオサギをゴイサギと解説していると

いうような点がございしますれば、これは明瞭な間違いでございますから、それを回収して録音を直す、こういうふうな会社側は申しております。私もその誤りした点はすみやかに正さしたいと考へます。

○河野(正)委員 最後に一つ要望とあわせてお尋ね申し上げておきたいと思ひます。それは映画会社もやはり企業でございますから、さつき御説明がございましたように、見解の相違といふことが、出ましたあとで起つて参りますと、やはり企業でございます以上は、いろいろ損失も多いと思ふのです。そこでこゝろに問題が、文部省の中にも教育映画審議会ですか、そういうような機関もあるそうでございしますから、そういう中に、こゝろに問題につきましては専門家を招き入れて、そういう機構改革をやつていただきます。そういう問題が事後にいろいろ問題にならないようにいたしますれば、国民も迷惑しないし、また企業の方も迷惑しないといふこととて、ございします。教材でなくても、やや教材に近いといふような劇映画につきましては、そういう審議会等にも専門家を招き入れる等の機構改革をやつていただいて、そういう事後のいろいろな問題を起さないようにやつていただいた方がお互いに非常に都合がいいかといふふうに考へるわけでございますが、その辺の機構改革について、最後に大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○瀧尾國務大臣 今度の「白い山脈」を私は実はまだ見ておらないのでございますが、こゝろの問題の起りましたことを契機として、やはり選定につ

ては特に注意をしないでならぬ。かりに劇映画といふにしても、内容が今度のような場合につきましても、よほど科学的に間違ひのないものをやらなくてはならぬといふことは、これは当然のことだと考えますので、そういう意味におきましては、十分注意して参りたいと考えております。

審議会の機構改革の問題でございしますが、必要によつてはそれもやつてよろしいと思ひますし、またそのつど問題の作によつて専門家の意見を聞くというよりなことも考えたらよろしいのじやないかと考えます。

○坂田委員 関連。今の問題に関連して、社会教育局長としては地方に何らかの誤まりは誤まりであるというような指示をされたのですか。私はこういふ問題は影響するところが相当大きいと思うのです。しかしながら一応ああいう映画が出て、現に上映をされておる。日々影響を与えておるとするならば、学校の先生あたりが生徒を連れて見せて帰つてきてから、実はああいう点は学問的に間違つておるのだという個々の点をあげられることが、かえつて逆に教育的効果を上げるのじやないか、具体的な間違つた点がはつきり子供に認識されるというような点も、私は指導上あり得ると思ひます。従ひまして、適切な指導をやるならば、災いを転じて福となすといふことができるのじやないかと思ひますが、この際一つ文部大臣として何らかの措置をおつてもいいか、あるいはやられるおつてもいいのか、大臣あるいは局長からでもけっこうでございますか、お答えを願ひたいと思ひます。

○福田政府委員 お答えいたしますが、実はこの問題が起きてから、私もいろいろ検討いたしました。先ほど申し上げましたように、会社側もいろいろ言い分がございまして、また会社側としても製作の過程におきましては学者に相当相談をしておるようです。従つて一つの場面をとらえても、見方によつて多少違ふ点もあるようでございます。従つてまだ地方に対してこの点が間違ひだといふことは示しておりません。もし明瞭な間違ひがございすれば、至急その点は改めたと思ひます。

○長谷川委員 木下君。木下委員 時間の関係でごく小刻みにいたしませんで、結論を伺ひますので、大臣からお答えを願ひたいと思ひます。また私どものお願ひに對して御意見があつたら、御遠慮なくお漏らしを願ひたいと思ひます。二、三件伺ひます。

まず最初は、生徒動員の件であります。戦争中に一億一心、撃ちてしまふといふことで、高等学校、大学の学生が動員されたのであります。たまたま国内で爆撃を受け、焼夷弾を受けて死んだ、あるいは大けがをした者が相当数あると思ひます。お調べになつておると思ひますが、これらの生徒動員で死んだ者に対しては、それ相応な慰謝料を払つておるかどうか。これが職業軍人などに比べてどのようになつておるか。また現在大へんなけがをして、両足両手もなくつたようなものがどのくらいおるのか。年金的にどんな保護を受けておるかといふことについて伺ひたいのであります。

○緒方政府委員 第一段の御質問の生徒動員によつて死亡、傷害等の事故に對しましてどういふ援護が行われておるかといふ点でございしますが、御承知のように戦傷病者戦没者遺族等援護法の三十四条第五項に基きまして、弔慰金三万円が支給されております。ただ、たゞいま御質問の内に、軍人等に對する割合はどういふこととございしますが、旧軍人軍属に對しましては五万円でございます。

それからなおどれくらいそういう該當の人がおるかといふ話でございしますが、これは現在といつたしましては非常に調査がむづかしい問題でございしますけれども、今の法律がございしますときに、昭和二十六年でございしますが、文部省が調査した結果が一応ございします。ただあらかじめ申し上げておきますけれども、そのとき学校の制度等も変わりました関係もございまして、この調査が果してこの通りであるか、落ちがなかつたといふことにつきましてはおちよつと問題があると思ひますけれども、一応そのときに調査いたしました数値を申し上げますと、生徒動員で空襲や艦砲射撃等によつて死亡あるいは負傷した者といふものが、死亡者で九千二百七十七名、それから障害者は八百一十一名、それから傷病者千九百十八名、合計いたしました一萬一千九百九十六名、こういう数が出ております。

なおほかに原爆によるものという調査がございしますけれども、これは学校の生徒生徒におきまして、死亡が六千七百八十六名、それからほかに負傷が四十一名といふような数が出ておりますけれども、合計いたしました六千八百二十七。特にこの原爆の調査におきましては、中学校以下の生徒につきましては含まれておりません。従ひまして、今御質問の趣旨にお答え申し上げますが、御承知ではないと存じますけれども、一応昭和二十六年に調査した計数だけを申し上げた次第であります。

○木下委員 数の少くらい違ふことはいひのですが、大けがをして現在生き残つておる方々に対して、年金的にどういふ保護をされておるか。

○緒方政府委員 生徒動員関係で死亡いたしましたものにつきましての遺族に對する弔慰金につきましては、先ほど申し上げました通り、障害者に対しまして年金あるいは一時金といふものは、生徒動員関係ではございせん。

○木下委員 私が一番最後の意見として申し上げて大臣にお答えを願ひたい大事なことは、今の答弁のことなものであります。あるいは大臣もお目にかかつたではないかと思ひますが、両手をなくした青年が、顔は大けがをしていて、父親はすでにない、母親一人である、おそらくこの母親は終生その子供のために尽して余生を送るかと思ひます。おそらくこの母親は終生その子供の面倒をみることに、母親にとつてもちろんこの子供が死ねば自分も一緒に死んでいくくらいな気持ちだと思ひます。逆にならばこのおつかさんがなければ子供は死ぬだらう、私はまああたりを知らず知つておるものであります。こういう生徒動員、あの何にもわからないものを、ただ撃ちてしまふんで連れていかれて、大けがをして、現在そういう不仕合せな目にあつておる。しかもそれが今承わりますと、数としてはごくわずかなものである。何か仕事のできる者はすることいいでしようけれども、

このわずかな数に對して、生徒動員でこれだけの目にあつておる者に対して、文部大臣が何にも保護をなさつておらないといふことについてはまことに遺憾であります。これに對して大臣いかうにお考えになりますか。

○藤屋国務大臣 この問題は私一個といひましては、従来から実は心配しておりました問題の一つでございします。今日まで障害者に対して特別な措置がとられておらないといふことは私も実は残念に存じておるものであります。しかしこれを全面的に実施するといふことになりまして、いろいろまた他に關係する面もあるかと思ひます。ありますが、相当財政上の困難も予想されるわけでございまして、私といたしましては関係当局とも十分協議いたしまして、何とかその方向に向つて進みたいといふような考えをいたしております。

○木下委員 大臣はこの問題についてまことに遺憾に思つておつたといふお答えで、さだめしきやうおつしやるだらうと思つておりましたが、そのできないう重大な原因としてはほかの振り合ひもあるし、また予算的な裏づけがないといふことをおつしやいましたが、その予算的なことについて、たとえば先ほどの人数の御発表によりますと、ごくわずかなものである、予算的な裏づけがないといふことになれば、私に言わせれば軍備費を削ればいいじやないか、半年もたてばスクラップになるような軍艦を買入費用を少ししんばうしてそつちに回せばすぐできるじやないか。これは水かけ論になるわけですが、大臣からそれほど前々からお氣になさつておつたことであるといふ

ては、中学校以下の生徒につきましては含まれておりません。従ひまして、今御質問の趣旨にお答え申し上げますが、御承知ではないと存じますけれども、一応昭和二十六年に調査した計数だけを申し上げた次第であります。

○藤屋国務大臣 この問題は私一個といひましては、従来から実は心配しておりました問題の一つでございします。今日まで障害者に対して特別な措置がとられておらないといふことは私も実は残念に存じておるものであります。しかしこれを全面的に実施するといふことになりまして、いろいろまた他に關係する面もあるかと思ひます。ありますが、相当財政上の困難も予想されるわけでございまして、私といたしましては関係当局とも十分協議いたしまして、何とかその方向に向つて進みたいといふような考えをいたしております。

お話を承わって、そしてすなおにその御意見に安心いたしましてお願いすることは、予算の裏づけこれこれとおっしゃらずに、ぜひとも一日も早くこのかわいそうなけがをした学徒に対して、あるいは一カ所か何カ所かに収容することでもいいと思うのであります。十人か二十人に一人の看護婦をつける費用など幾らも要らぬことだと私は考えます。ということは、全部の人数の制限がきまつておることなのでありますから、大臣のこの御答弁でよく考慮しようということではなくて、私にしてい

て遠慮なく言わせるならば、ぜひとも一つ努力をしてそのことは実現するようにはやるとまでのお答えをちょうだいいたしたいように思うのであります。

○灘尾国務大臣 もちろん気持の上におきましては木下さんと別に変らないと私は思っております。私としてはこの場合といたしまして十分関係の当局と協議して善処したい、こういうふうなお答えにとどめておきたいと思っております。

○櫻井委員 実は今の問題に関連いたしまして、私は海外同胞引揚特別委員会に關係してあるものであります。あの特別委員会では、この戦争犠牲者の今までの取扱いの不均衡を是正するといふ意味から、恩給法、留守家族援護法等々に関する法律案の大きな改訂をもくろんでおり、今着々研究中なのであります。与党の方でもそのことが相当進んでおると思うのであります。その中に今木下委員から発言のありました学徒動員のための戦争犠牲者といふようなものも文部当局として強硬にぜひ一つバック・アップをしていただければ、私どもの方としても

非常に好都合かと思ひますので、一言申し上げてぜひ大臣の御尽力を賜わりたいことをお願い申し上げます。

○灘尾国務大臣 この問題のみならず戦争関係で解決しなければならぬ問題がまだ残つておると私は考えております。さような問題につきまして政府全体といたしまして十分努力しなければならぬといふふうに思つております。御質問の趣旨につきましては私といたしましては極力努力いたしたいと考えております。

○木下委員 ただいまの御答弁で、残念でありますけれども、すなおにちょうだいいたしまして、次に進みます。が、今櫻井先生からのお話で気がついたことを一言だけつけ加えますが、職業軍人であるといふことで朝鮮に派遣されておつた、飛行機は一回も見なかったといふようなことでも、恩給の年限に換算されるときには非常に長くこれを用いられるといふようなことがずいぶんある。そういうようなことが動員の件もおはからしい願ひたい。

次に参ります。小学校、中学校に養護教員を置く、これはすでに十年前に出でおります法律であります。現在九州などではいろいろ地方財政の窮乏といふことにしわ寄せをいたしまして、今までありまして十学級、十学級ある学校には一人置くといふようなことが、整理の対象に養護教員の先生方がなつて、十五学級あるところから置くといふようなことで、法律がすでに制定されて以来十年にもなるのに、現状ではだんだん減つていくようなことになつてゐる。この養護教員の先生を置

かれることによつて、どんなプラスがあるかといふようなことは今さら申し上げません。わかつたからこそできた法律なのであります。それが十年たちます。ただ付帯決議に、字句は違ひます。しかし、意味としてはし

ばらくの間これを猶予することを得る。とかんたかついておる。そのうち、常識からしてしばらくといふことについては、この件については、二、三年で十分足りると思つてあります。その二、三年が十年もたつといふことで急いで置かなければならぬという理由の一つにもなる。ただその付帯の字句が、しばらくの猶予といふことが、当時私の調べました範囲では、養護の資格を持つ先生方の勉強なさる期間がなかつた。言いかえれば、いいものであるからすぐ置くとしても人数が足りないといふことで猶予したといふことを覚えておるのであります。現在では一等看護婦の免状を持つておる人は十分それでいいといふことからうかがいます。当然これを文部省としては各学校に配置するようになさるなければならぬと考へます。

○内藤政府委員 ただいまの養護教員のことでございますが、これは学校教育法によりましてお話のように必置になつております。しかし付則におきまして当分の間置かないことができる、かような規定でございます。そこでお尋ねの件でございますが、ただいまのところ全国で約八千五百人ほどの養護教員がおるわけでございます。各県の事情がまちまちでございます。あるいは十学級以上のところ、あるいは千人以上

上の学校に置くとかいふようなこと、いろいろと各県が努力をしておるわけでございます。しかし何分にも地方財政が非常に窮乏でございます。一般の教職員の定員を削られるといふような状況もございします。養護教員だけをふやすといふことがなかなか困難でございます。そこで文部省といひましては、ある程度の基準をきめまして、そこまではぜひ置くように――もちろん理想的には全学校に置きたいのでございますけれども、当分の措置といたしまして適正な学級には必ず一人置くように、こういう指導をしておるわけでございます。

○木下委員 今のお話ですと、必置的に法律ではきまつておる。しばらくの猶予といふことについて、たまたま付帯決議があるからといふことで、当然置かなければならぬと考へながら、それがあつたから、法の逃げ道があるといふことだけで、お氣持としては全部置きたいと考へておるけれども置けないのか、それともその決議があるから置かなくてもいいとお考へなのか、いかがでございますか。

○内藤政府委員 もちろんその法の通りに置きたいのでございます。ただいろいろ財政上の問題あるいは先ほどのお話の資格の点等を考へまして、付則において置かないことができるように認めておるのであります。ですから私も認めておるだけ置くように努力ををし、勧奨もしておるのであります。ただ、今お話の点はたしか佐賀県の例だと思つたのでございしますけれども、多少佐賀県は全国の平均よりもいといふ点で問題があるようでございます。

○木下委員 大体私の調べた範囲では全国的に見て五〇％くらい置かれておるといふことなのですが、間違ひありませんか。

○内藤政府委員 まだ五〇％にはいいつていないと思ひます。総数で八千五百でございます。

○木下委員 そりしますとまだ半分にもいっておらないといふことについて私は、法でもきまつておることだし、置いたところと置かないところを結果的に見まして、トラホームの検査から便の検査から、いろいろな場合に非常にいいといふことを申し上げまして、すみやかにこれを実現してくれといふことをお願いするわけでありまして、さういたしますと、またさっきのスクラップの話に結論としてはなるわけでございますけれども、重ねて文部省として予算が予算といふことをおっしゃらないで、一つ子供のために熱意をもつて、これの実現方をお願い申し上げる次第でございます。

次にせんだつて大臣は本委員会の最初の日に、抱負の一端としてお話の中に、体育を非常に重く考へる、また社会体育を通じて、いろいろな面で貢献していきたいといふお話を承りました。まことに心ひそかに喜んだ者の一人でありまして、その現実の現われとして、社会体育振興費として二千万円の予算が計上されておりますが、これを何か各県にわたらしてどういふ方向でお使いになるかといふような具体的な案があらになるかどうか、承りたい。

○福田政府委員 ただいま御質問の点は、三十二年度の予算に二千万円計上しております地方スポーツ指導組織の

○木下委員 指導委員をお選びになつて振興させるということですが、二千万円の分配については五十に割つたところが一県四十万円ということなので、なによりはある方がいいのです

が、芽を出したということについてはうれしく思います。しかし今のお話しの指導委員を作られて、ただ早い強い者を作るというのでなくて、りっぱにスポーツを理解した、スポーツを振興させるという指導委員を作っておやりになったときに、ないよりはある方がいいですが、四十万というのではあまりに額が少い、かように考えますが、これも結論はお答えがなくてもわかったことになりましたが、ぜひ一つもう少しおふやしになるように、大臣せっかく抱負の一端としておありになることなのですから、御努力を願いたいと思います。その御努力を願いたいと思いますというについて、いかがでありますか。

○灘尾國務大臣　ないよりはましだと  
いうお言葉でございますが、その通り

○木下委員 これでその件についての質問を終わりますが、重ねて私のお願いとして申し上げることは、指導委員をお選びになるときに、ただあれが強いから速いからということでなくて、ほんとにスポーツを理解した、りっぱな人格の方を指導委員にお選びになるということに、もちろんお気づきとは思いますが、一つ御留意を願いたいというところをお願い申しまして、この件を終ります。

最後にローマ字教育のことでございますが、ローマ字教育、これにつきましては、私は結論的にいいますと、非常に大衆性のあることでありますし、簡略である。読んでも書いても速い。非常に簡単に覚えやすい。むずかしい漢字をやるよりも楽だというよりなことで、私どもの考え方としては、基本的に非常に大衆的であるということで賛成するものでございますが、これについて終戦以来とってこられた処置が、これも九州の言葉でふたぬるいのです。文部省は全くやつとお役目の程度でどうやらこりゃら越してきた。いわんやこの三月からの審議会に何か諮問したとかしないとかいうようなことで、なお下火になるといふことが私の調査ではあるわけであります。この点について文部省はこのローマ字教育を

○瀧尾國務大臣　ローマ字教育ということについて、木下さんの仰せになりましたことがどの程度のことを考えていらつしやるのか、実は私にはよくわからぬのでありますが、日本の文字をローマ字に皆直すというふうな御趣旨であるといえますならば、にわかに賛成するわけには私は参らぬと思います。しかし適當な程度のローマ字教育をやつていくということについては、

これは必要だと考えております。専門的なことはよくわかりませんが、決してこれをつぶすとか何とかいふような考え方はいたしておりません。

○木下委員　ここに執行部に対して議員側の聞くところでありますから、私がそつちから聞かれましたも答へませんが、大体今まで小学校でやつておりますローマ字教育は、場合によると非常に熱意のある先生がある。ところが時間をくれないとかいろいろなこと、しかも近ごろはブレーキを文部省の方でかけてきそうだと言つておる。たとえば隣の中国の例を考えまして、読み書きということに至つては、非常にスピードが従来のものでは落ちるということ、今漢字を一切廃止しようとかかつておる。あるいは毛筆をやつて楽しむこともけつこうだと思ひますが、しかし今の内閣の方針かどうか知りませんが、ローマ字に対して現在よりも下火にするようブレーキをかける

○藤屋國務大臣　現在がどの程度であるかということにつきましては、私は十分な知識を持っておらぬのであります。従つて詳細なことは政府委員からお聞き取りを願いたいと思いますが、私どもとしましては、別段ローマ字を教えるということを圧迫しようというような考えは毛頭持つておりません。

○内務政府委員　現在小学校でローマ字をやっておりますのは国語教育の一環として、国語教育を理解し、向上させるという趣旨から、ローマ字を試験的に課しておるわけであります。ですからこの試験の結果を十分俾す。ですからこの試験の結果を十分俾重いたしたいという考え方から、今いろいろな問題を検討はしておりますけれども、大臣のお話しのように、これをやめてしまふというようなことをまだきめたこともございませんし、考えだこともございません。

○木下委員　これを圧迫する御意思もないということなんで、進める御意思があるということには一向とれないわけでありまして、残念なのであります。が、私は今よりも少くとももつと奨励していいのじやないかと考えておりますが、これをおやりになるときに、結局戦争に負けて向うのサゼツシヨンで、こういふものがきた、文部省としてはもうききやうがあしたになればいい、變つたことはやりたくないということなのか。これは非常にいいことだと思ひになつておるのか。あまり強い考えはないが、強いものから言われたか

○内閣府委員　そういうような考えは持つておりません。私どもは今までもやつたローマ字教育がどういいう効果も上げてきたのかという実際の検討をしないで、これについて今後の方向をきめるわけにいかぬと思います。ただ占領当時やられたからそれで仕方がないからやるとか、そういう意味ではないのであります。国語教育の向上発展のためにぜひ必要があるという意見と、そうではない意見も片方にあるわけでありまして、そういう点を調査検討をいたした上で態度をきめなければならぬだろうと思います。

○本下委員　最後に一つ。ただいまの、調査して効果があるかないかということは、当然それはお調べにならないかなければわからぬでしょうが、今まで、過去十年にやったようなことでは、そう大した効果が上るはずがありません。今言った過去の十年というものは、そういうことからいえば一の力を出して百を望むような話で、できるわけがなないのであります。この点について、主観の違いで、やれということも、やるなということもあるでしょう。しかしながら、これは私考えますのに、当然非常にいいことであるから、今よりももっともつとこれを研究して、時間をとりに——この点については、文部省としては気がねをしたり変ったことはやるまいというようなことでないかと伺いまして、安心したのですが、一つその点について大いに御研究をなさつて、奨励する方向に御指導願いたいというところをお願い申し上げます、終わります。

○山崎（始）委員　時間がございませぬので、ただ一点だけお尋ねをいたしました。過日の委員会では、私は教育の中立性の問題に関連して、実は岡山県に起りましたケースを三件取り上げてお尋ねしたのでありますが、その後、二月の

二十日でございましたが、高津委員に對して、文部当局より、その現地調査をした結果の御報告がございました。時間の關係で、特に私は最後の、岡山県議會議長が現在の自民党の代議士の現役の某秘書を總務課長に推薦をした、そしていま一人は、現役の自民党の某代議士の元秘書を教育次長に推薦

をした、この人事の介入の件だけに、きょうお尋ねいたします焦点をしぼるのでありますが、この問題に対して文部当局の方で調査をしたその結果の報告として、大体その事実があったことを文部当局は認めていらっしゃる。そして行き過ぎであるというような御答弁も、速記録を見ますと載っておるのをした、この人事の介入の件だけに、きょうお尋ねいたします焦点をしぼるのでありますが、この問題に対して文部当局の方で調査をしたその結果の報告として、大体その事実があったことを文部当局は認めていらっしゃる。そして行き過ぎであるというような御答弁も、速記録を見ますと載っておるのを

であります。ただ、この内藤局長の御答弁の中に、私は非常に重要な問題を一点はらんでおると思うのであります。それはあなたとすれば県議会の立場をかばった御発言かと存じますが、行き過ぎは認めておる。しかしその問題の程度を見なければつきりわからぬというような客観的な意味と、いま

一つは、推薦ならばいい、強要であつてはいけな、こういふ、強要という言葉を對する推薦という言葉をあなただけに使つていらつしやる。これを素読みにいたしますと、何でもない言葉のようでございますが、これは私は非常に重大なる発言だと思ふのであります。推薦ならいい、この一言なんです。

私はきょうお尋ねをいたします。時間の関係で、この推薦の問題だけにしたいのでありますが、果して推薦ならばかまわないのですかどうか。私はあらためてこの点を、文部大臣並びに御答弁された内藤局長にお尋ねしたい。

○内藤政府委員 岡山県で人事について推薦があったということは、この前に申し上げた通りであります。いかなる人が推薦されるのも、私はけっこうでございます。これを採る採らぬは任命権者の権限の問題であります。推薦される方には一向制約がないと思います。

○山崎(始)委員　そういう答弁だから世間のものは誤解を起すのです。といいますことは、県会議長が個人として教育委員会へ持つていつて、こういう適任者があるからお願いをするということならば、私は、人間生活の一つのあり方としてあり得ると、肯定します。ところがこの推薦という言葉を使つてい

らっしゃる。ここに私は問題があると  
言いたい。あなたのような言葉を吐か  
れると、しかも文教の最高責任の府の  
方が吐かれますと、ややもいたします  
と全国の末端の——これはひとり岡山  
県ばかりじゃございませんが、聞いた  
人間は、それならば、村の議会で、議  
会の名において推薦をした村の教育委

員会の人事に向つて——しかもこの問題なんかは平の教員を入れるとか入れないとかいう問題じゃございません。総務課長、教育次長、これは少くとも首脳部です。執行機関としての首脳部のはずなんです。そういうような人事に対して、推薦ならばいいという言葉が吐かれるということは、ややもいた

しますと、あまり詳しいことを知らない人が聞きますと、推薦ということしか聞かないのです。また推薦ならばかまわぬということを、まともに解釈しかねないのです。県の教育委員会の人事の推薦をし得る――推薦という以上は、少くとも一つの公的な団体の意思

表示という印象を与えるおそれがある  
と私は思うのであります。そういうこ  
とがもし可能ならば、おそらくおそる  
べき現象が出てくると思うのですが、  
あなたはそうお考えになりませんか。

○内閣府委員 推薦とお願いと、私  
は言葉のニュアンスの相違だと思っ  
てすけれども、議長が個人の資格で何

がしを適任者だから採ってほしいとい  
う御要望があつたと思うのです。これ  
はお願いでもあり、ある意味では推薦  
だと、こゝういふ意味に申し上げてお  
るわけです。法規上の内申権とかなん  
とかいふものとは全然違ふと思うので  
す。

○山崎(始)委員 私、質問のとき

いつも時間がありませんから、詳しいことを言うておりませんが、本件のごときは、岡山県議会の自民党の議員総会にかけてやっておるのですよ。そこまで詳しく私は申しておりませんが、問題の内容というのは公的なんです。この質問の内容は、その一つの表面に浮んだ問題を取り上げてあなたにお尋ねした場合に、推薦

ならばいいんだというより、印象を与えておるといふことなんです。個人の資格においてお願いをするということなら、今申し上げておきますように、人間生活の慣習の上から言うて、そういうことはあり得ることなんで、私も肯定しているのです。しかし、実際はそうじゃないんです。詳しくは申し

ません。私は言うことが本来の筋じゃないんですから……。要は、教育委員会に対する人事権というものは委員会自体が持つておるのであって、他の何人も容喙すべからざるものだという、このはっきりとした筋道というものがあなたの御答弁の中には立っていない

て推薦ならいいんだというような印象を与えておるのです。それを私は言うている。現にこの問題は、私が二月の中旬に質問をしたが、そのときの御答弁、同時に、この二月二十日に高津委員が質問をして、あなたが推薦ならば云々と言われた、この推薦という言葉がも

とになって、岡山県の教育委員長がこれまた県議会の議長をかばった発言を公的な席でやっている。あれは推薦なんだ、強要されたのではないのだ、こう言うている。実態は強要なんです。実際はこの二議長が教育委員会まで出向いて行って、実は僕個人の知っているこういう人間が適任者におるので、

どうぞお願いしますと呼びつけて言いたのではないですか。そういう内容を申し上げますと時間がかかりますから申しませんが、要は、あなたが推薦ならいいのだと言った言葉が新聞にばつと出た。そうしたらそれをそのままのみにして県の教育委員長が、あれは推薦なんだと公的な席で言うておる。そ

うしますと、新聞を読んだ何も知らない一般国民には、推薦ならいいのだ、いわゆる教育の人事の問題に対して、推薦ならば村の議会がやろが果の議会在がやろがかまわぬのだという印象を強く実際に手えておると思う。だから私は問題がここにあると思う。あなたは個人としてお願いをするという

ことを高津委員に対する御答弁の中で言うておられるのだから、その点をはっきりしてもらいたいのです。速記録を見ますと、あなたのお気持ちとするところが私にはわかるような気がするのですが、読んでみますと、「これはそのときの状況によると思いますが、議長

が騒動を乱用するようなことがあれば、これは慎しんでいただきたいと思うのですが、ただ推薦をするというのは、どなたでもあり得ることだと思えます。本件については、議長は多少執拗に食いついたようですが、結局教育委員会の判断を了とせられて採用しなかったということであります。私はあ

なたをより知っておりますから、善意に解釈して、こんなばかな答弁をされないだろうと思っておりますが、どうも役人というものはものをぱつきりおっしゃらない。いいことはいい、悪いことは悪いと言われない。こういう答弁に対して今のようなどんでもない実態が末端には起きているのです。そ

れたから、推薦ならいいのだという印象がある以上は、これはおそらく文部当局的責任ある答弁でしょうから、今も言いますような全国の末端の都道府県の議会において、今後推薦という形式でもって人事介入をやられるおそれがないにしてもあらずということをおされる。現に今私が言いましたように、

岡山県教育委員長があれは推薦なんだからかまわぬじゃないかというのを言うておるのです。県の教育委員長です。だから私はいくらでも頭しか持っていない。だから私はあらためて本日あなたに御訂正願いたい。今私が言いましたように、要するに教育の中立性の立場から人事権に介入することはもとより

悪い。個人でお願いするというならともかくも、何人といえどもこの人事権には介入する権利がないのだというはつきりした御訂正を願いたいのです。この点どうですか。

○内藤政府委員 岡山県の場合に人事権に介入した事実は私はないと思います。というのは、そういう推薦という言葉が悪ければお願いでもけっこうだと思ひますが、お願いしたけれども教育委員会は独自の判断において適当でないと判断してこれを拒否したものであります。だから人事の介入はないと思ひます。

○山崎(始)委員 そうなるとまた大きな問題になります。そういたしますと、教育委員会が拒否したから——私はあまり詳しいことは申したくないのでありますが、自民党の現役代議士の秘書、いま一人は元秘書、県議会の議長はもとより自民党の党籍のある議長ですが、この人がこの二人を推薦したという事で、今のあなたの御答弁では、それを採用しておらないのだから人事権介入の事実はないと言われるのだから、これは重大なる問題です。そういたしますと、人のものをどろぼうして、金を取って、返したら罪はないのですか。私がお尋ねをしているのは、教育の中立性保持という立場からお尋ねしているのです、そういうふうな採用するとかしないとかいうことは問題外な事です。法的な立場からいいますと、人事に発言力を持つはずのない者が推薦をしたという、あるいは強要したという、このこと自体を私は問題にしているのです。それを今のあなたの発言では、結果においてそれを採用しておらないのだからこれは介入の事実

はないのだと言われるが、それでいいのですか。これはとんでもないことです。きよりの今の回答を通じて、あなたの考え方が非常に重大な問題を含んでいるということを私は知ったわけだから、まさかそんなばかなことはないでしょう。それなら、人のものを盗んで返したら罪はないのですか。一体これはどうなんですか。

○内藤政府委員 私は、議長は教育委員会にお願いをされた、そのお願いについて検討した結果、適当でないという判断のもとに教育委員会は採用しなかった、こういう事実を申し上げたのであります。

○山崎(始)委員 速記録をあとでお願い下さい。さっきの答弁では、人事権介入の事実はないとおなたは言われた。そういうふうな推薦にせよお願いにせよ言うたけれども、結論的にいって、教育委員会が採用しなかったのだから人事権介入の事実はないと言われた。それでいい。今のあなたの答弁は違ひが、はつきりして下さい。しかもあなたは、前の高津委員に対する返答において——岡山県教育委員会に調査する旨をいって、その報告のいかんを調査すると言った、その報告に基いた高津委員の質問に対して、二月二十日に返答されているのは、教育委員会に聞き合せているところがそういう事実があったというところは認めていらっしゃる。それでいい。もつとはつきりとあなたの答弁を整理してもらわないと、ややもすると国民に非常な誤解を与えますよ。

○内藤政府委員 あなたからお話がありまして、その結果を調べたところ、自民党の県会議長が某代議士の秘書を

委員会の職員にすると言つた事実があるかどうかというお尋ねでございます。それから、その事実がありますと申し上げたのです。

それから、人事に対して、どなたがどういう御意見をお持ちになるのも御自由だと私も思ひます。ですが、職権を乱用し、不当な強制や圧力を加えることは好ましくないというところは、この前も申し上げた通りでございます。が、本件について不当な干渉があったとは私も考へていないのです。ですから、不当な介入とは考へておりませんので、この点を御了承願ひたいと思ひます。

○山崎(始)委員 どうもあなたの答弁はおかしいですね。そうすると、不当な介入という問題の内容はどういうものですか。

○内藤政府委員 それは、たとえばこの議案を通すためにはどうしてもこの人を探れとか、あるいは予算を出すからこの人間を探れとか、そういうような職権を乱用したようなことになる、これはちよつと問題だと思つてございします。ただ、今のお話は、議長が某氏を教育委員会の事務局に採つてほしいと要望した、その御要望に対して、教育委員会は適当でない判断したのでお断りした、お断りしたけれども、なおしつこくこれを追及されていくという事になります、これは私も人事に關する不当な介入だと思ひます。しかし本件は、議長は教育委員会の態度を了とされて、十分御了解されておられるのです。不当な介入とは考へておりません。

○山崎(始)委員 そうすると、結局あなたの論は結果論になる。採用して

おつたならば不当なことになる。教育委員会が良識において採用しなかったから不当な介入にならない、こう言われる。幸いに形に出なかつた、要するに採用しなかつたから不当な介入の事実はない、こう言われるのです。

○内藤政府委員 これは要するに任命権者の自由な判断を拘束したかどうかという事だと思つてゐます。本件に關しては、任命権者の自由なる採用の余地なり判断を拘束しなかつたとは私は認定するのです。

○山崎(始)委員 岡山県の教育委員会では私は調べているのですが、文部省の方から電話で聞いておられるのです。その返答で、その事実があつたということをお前の報告で言つておられる。今あなたが逃げようと思つて次々に言われるから、私は言わぬでもいことを言わなければならぬのですが、内容ははつきりしているのです。それならもつと詳しく申しませうか。

(もういい、言わなくていい)と呼ぶ者あり)私は時間がなからあまり言いたくないのですけれども、あなたが推薦という言葉を使われておることによつて非常な誤解を与えて、誤まつた判断をしているのです。推薦ならいいんだという氣持を手へてゐるのです。この問題だけをほつて、おそらくあなたとすれば、推薦というのとはまたなにもあり得ることだと思ひますという言葉を、私とすれば個人のお願ひと推薦とを間違へてゐるのじゃないかという印象を持つてゐるのです。ところが聞いてゐる人はそうじゃない、それが今の不当な介入の問題に話が入つていつておるならば、實際をいへば私は幾らでも種はあるのです、内容は明らか

かに不当な介入なんです。それなら私はもつと調査を要求しますよ。私はなんぼでも反証があるんだから、あなたがそう言われるんなら、不当な介入か不当な介入でないか、文部省はもつと調査して下さい。私はまた次の委員会で尋ねますから……

○内藤政府委員 ただいまの推薦という私の言葉が行き過ぎでしたら、お願いでけっこうです。

○長谷川委員 山崎委員に申し上げますが、本会議が開会されたベルが鳴りましたので、質疑は簡潔に願ひます。

○山崎(始)委員 それでは最後の締めくくりをいたします。あなたの今の発言では、お願いならいいということですね。

○内藤政府委員 推薦という言葉が誤解を受けるのでしたらお願いでけっこうですというのです。

○山崎(始)委員 要するに個人の立場においてお願いするといふのです。そう訂正されたのです。

○内藤政府委員 そうです。

○山崎(始)委員 そして教育人事に關しては何人といえども介入する法的権限のある者はないのだ、こういうふうな理解してよろしうございします。

○内藤政府委員 さうでございします。

○山崎(始)委員 では、この問題はまだだまってお尋ねしたいことがあるのです、一応これで終ります。

○長谷川委員 今の際お諮りいたします。理事でありました赤城宗徳君が去る十一日委員を辞任され、同日再び委員に選任されました。



つきましては、理事の補欠選挙を行  
わなければなりません、先例により  
委員長においてその補欠を指名するに  
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○長谷川委員長 御異議なしと認め、  
理事に赤城宗徳君を指名いたします。  
本日はこの程度とし、次会は公報を  
もってお知らせいたします。  
これにて散会いたします。  
午後一時十四分散会

昭和三十一年三月十八日印刷

昭和三十一年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局